

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年三月二十八日政令第九十九号）

（法第十六条の四第一項の政令で定める業務）

第十六条 法第十六条の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

- 一 炊事
- 二 洗濯
- 三 掃除
- 四 買物
- 五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の四第一項の政令で定める要件）

第十七条 法第十六条の四第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条の四第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定（二に規定する規定を除く。）であつて法務省令・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ニ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ホ 心身の故障により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの
- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ト 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ル及び第二十一条第四号ホにおいて「暴力団員等」という。）
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人であつて、その役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるものの
- ル 暴力団員等がその事業活動を支配する者